

議案第 2 号

令和 3 年度第 4 回都市計画審議会
令和 4 年 1 月 27 日（木）午前 10 : 00～

議案第 2 号

西宮市景観計画の改定について【諮問】

目 次

1. 西宮市景観計画の改定について…………… P. 1～6
2. 西宮市都市景観形成基本計画 改定案（報告）…………… 別冊 1
3. 西宮市景観計画 改定案（諮問）…………… 別冊 2

西都計発第103-2号
令和4年 1月27日
(2022年)

西宮市都市計画審議会
会長 角野 幸博 様

西宮市長 石井 登志郎



西宮市景観計画の改定について【諮問】

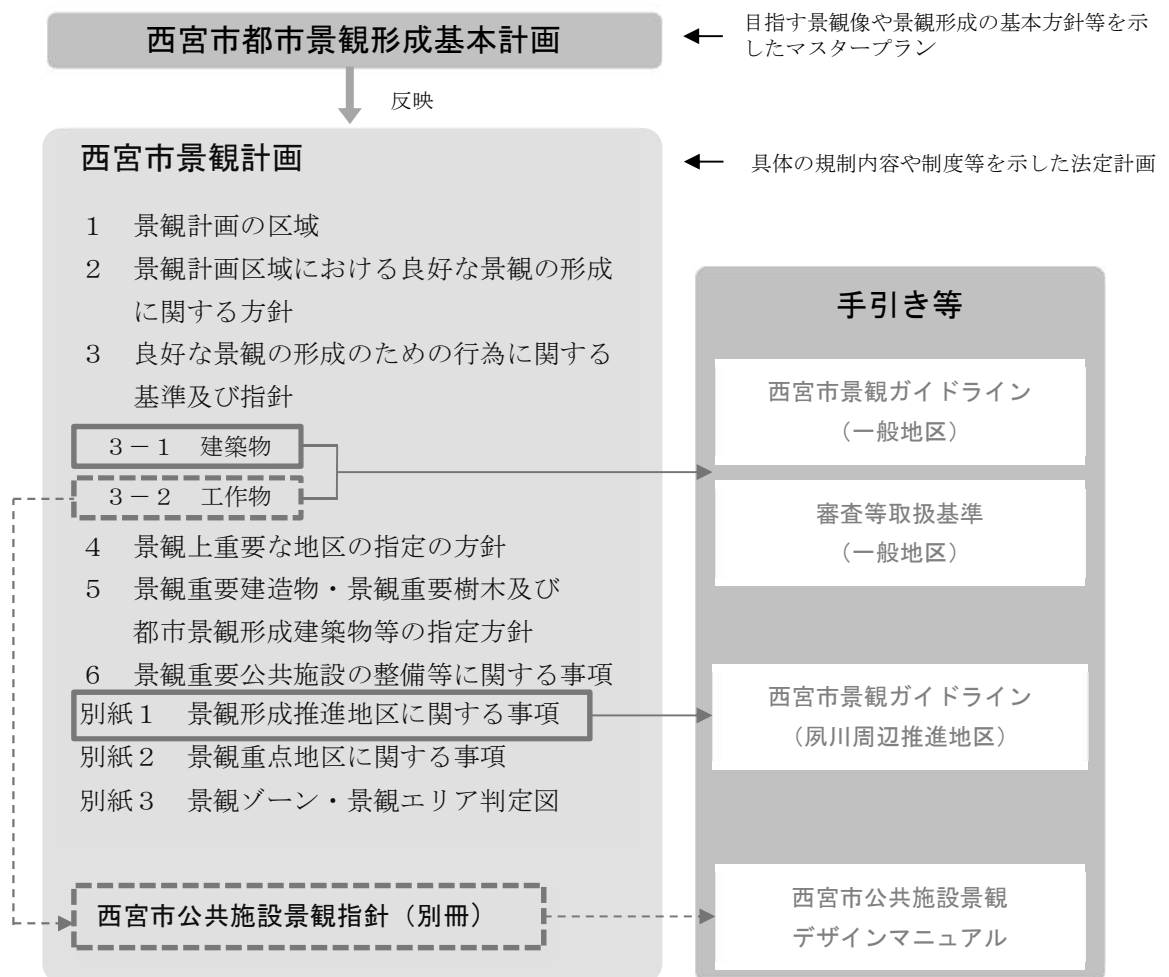
このことについて、景観法第9条第8項において準用する同法第9条第2項の規定により、次のとおり審議会に諮問します。

西宮市景観計画の改定について

1 趣旨

過年度より、本審議会にて報告等を行ってきた西宮市景観計画の改定について、一連の意見聴取・協議等が完了したため、景観法第9条第8項の規定に基づき準用する同条第2項の規定により、最終の改定案について諮問するもの。なお、同じく改定を進めていた西宮市都市景観形成基本計画についても、今回併せて最終の改定案を報告する。

● 西宮市景観計画の位置づけ



2 これまでの経過


計画改定に向けたこれまでの協議等の経過については下表のとおり。なお、令和2年度第3回西宮市都市計画審議会までの経過については省略する。

時期	内容	
	都市景観形成基本計画	景観計画
令和2年 12月	<p>●令和2年度 第3回 西宮市都市計画審議会</p> <p>【説明内容】 西宮市都市景観形成基本計画改定素案についての報告</p> <p>【主な意見と対応】</p> <p>①今後、眺望ポイントを指定していくにあたって、「視点場」又は「視対象」としての眺望ポイントを指定していくのか2つを区別して議論する必要がある。また、見下ろしや見晴らし、移動する眺望もある。それぞれの特性に応じ整理したほうが、場所の指定にあたって有意義ではないか。</p> <p>⇒眺望ポイントの指定については、「視点場」、「視対象」、「(視対象周りの) 広がりや空間」全てが対象となると考えている。また、指定した各ポイントは、眺望の類型(パノラマ、ビスタ等)、視点場、視対象等を整理した個票を作成する予定としている。</p> <p>②山間から臨海部まで幅広い西宮の土地の中で、4つの住宅系の景観エリアごとにどういった手法で事業者等と協議等を行い、「にのみや」らしい住宅景観を形成するのか。</p> <p>⇒基本計画でゾーン・エリアの特徴を踏まえた景観形成の方向性を示す(【別冊1】1-22～31頁参照)。その方向性を基に、景観計画でゾーンとエリアごとにそれぞれの景観形成指針を示し、分かりにくい内容についてはガイドラインで解説する。</p> <p>③実際に計画を推進するにあたっては、市民や市内大学の関係学科を巻き込み、広くPRしながら行ってもらいたい。(意見のみ)</p>	

時期	内容	
	都市景観形成基本計画	景観計画
	<p>④「アイデンティティとなる景観」等アイデンティティという言葉が計画のなかに多々見られるが、このアイデンティティというのは、私たち市民がどういう感情を持っていることを指すのかよくわからない。</p> <p>⇒基本的には「市民が誇りや愛着が持てる個性的な景観」という意味になるよう、基本計画の本文を適宜修正した。（【別冊1】1-10頁他参照）</p>	
令和3年 1月～ 2月	<p>○庁内ヒアリングの実施</p> <p>【主な意見と対応】</p> <p>基本計画におけるSDGs推進に向けた役割等を掲載すること。</p> <p>⇒本文に追記。（【別冊1】0-10頁参照）</p>	
令和3年 3月～ 4月	<p>○パブリックコメントの実施</p> <p>【主な意見と対応】</p> <p>地域別構想に掲載している景観資源や眺望ポイント等の追加を希望する。</p> <p>⇒改定後も市民等からの提案を受けながら、別冊を作成し、そこに随時追加していく予定。</p>	
令和3年 5月	<p>○令和3年度 第2回 西宮市都市景観・屋外広告物審議会</p> <p>【説明内容】</p> <p>パブリックコメント実施結果の報告</p> <p>【主な意見】</p> <p>特になし。</p>	
令和3年 6月	<p>●令和3年度 第1回 西宮市都市計画審議会</p> <p>【説明内容】</p> <p>パブリックコメント実施結果の報告</p> <p>【主な意見】</p> <p>特になし。</p>	<p>【説明内容】</p> <p>西宮市景観計画の改定素案についての報告</p> <p>【主な意見と対応】</p> <p>①景観的配慮要素が少ない鉄道軸等についての景観の育成をどう考えていくかは今後の研究課題である。（意見のみ）</p> <p>②色彩基準は、数値や文字だけ示してもイメージしにくいのではないか。</p> <p>⇒ガイドラインで、実際の色目がわかる図等を示す予定としている。</p>

時期	内容	
	都市景観形成基本計画	景観計画
令和3年 7月～ 8月		○パブリックコメントの実施 提出された意見なし。
令和3年 10月		○令和3年度 第3回 西宮市都市景観・ 屋外広告物審議会 【説明内容】 パブリックコメント実施結果の報告 【主な意見】 特になし。
令和3年 11月		●令和3年度 第3回 西宮市都市計画審議会 【説明内容】 パブリックコメント実施結果の報告 【主な意見と対応】 リゾ鳴尾浜周りも景観形成推進地区の指定 は可能か。 ⇒リゾ単体の景観が、周りの企業の方々へ景 観配慮を促すものであれば指定も可能であ るが、現在のところは景観マスタープラン で示す臨海ゾーンの工業エリアの景観指針 で対応したい。
令和3年 12月	○令和3年度 第4回 西宮市都市景観・屋外広告物審議会 【説明内容】 西宮市都市景観形成基本計画の改定につい て（諮問） 【主な意見】 特になし。	【説明内容】 西宮市景観計画の改定について（諮問） 【主な意見】 特になし。

3 その他の主な修正内容

関連計画	主な修正内容
基本計画 及び 景観計画	<p>○都市景観形成基本計画における、各景観エリアの「景観形成の考え方」に関する記載内容の修正</p> <p>【P. 6】「景観エリアの景観形成の考え方」に関する修正</p> <p>【別冊 1】西宮市都市景観形成基本計画 改定案 1-23～31 頁 } 参照</p>
	<p>○平坦地景観ゾーンと臨海景観ゾーンの境界の修正</p>  <p>【別冊 1】西宮市都市景観形成基本計画 改定案 1-21 頁 参照</p>

4 今後の進め方

審議会等
<p>●(令和4年1月) <u>西宮市都市都計審議会(報告・諮問)(本日)</u></p> <p>報告内容：都市景観形成基本計画の改定</p> <p>諮問内容：景観計画の改定</p> <p>○(令和4年4月) 都市景観形成基本計画・景観計画公表 改定計画周知期間 ～9月 概要版パンフレットの配布</p> <p>○(令和4年10月) 都市景観形成基本計画・景観計画運用開始</p>

「景観エリアの景観形成の考え方」に関する修正

都市景観形成基本計画 別冊1 1-23～31頁

変更前

都市景観形成基本計画

自然景観エリア	
景観ゾーン 山間・丘陵	配慮の方向性
○	・建築等や工作物、広草場などは、周囲の山林や樹林、農地、河川等との景観に配慮した配置・形状・形態・配置・色彩等とし、景観への悪影響の少ない維持管理により周囲の自然と一体となった景観形成を図る。
○	・道路、橋梁等の構造物は、現存する周囲の自然景観を尊重し、位置や形状、塗装、形状、色彩等を通じた景観の自然との調和を図り、景観を損壊しないよう配慮する。
○	・遊歩道や遊歩ポイントなどの自然景観や眺望を楽しむことができるように景観形成を図る。
○	・遊歩道やハイキングコースは、土忌崩壊や自然資源の活用など、周囲の自然との調和に配慮した景観形成を図る。
○	・景観等や工作物、広草場、牧草地などは、中央部などとして見られることへの配慮により、自然と調和した景観形成を図る。
○	・緑色の低形成色を基本とし、著しく形成の高い色彩や調度には白系、赤系、茶系、黒系、緑系を避け、周囲の景観との色彩の調和を図り、景観を損壊しないよう配慮する。
○	・六甲山系、北沢山系の貴重な自然資源の保全、景観の保全と自然景観の可視性確保の観点から、各所からの景観の損壊とならないよう景観を損壊しないよう配慮する。

景観エリアごとの景観形成にあたっての方針と、色彩や植栽などの計画に対する具体的な配慮の方法まで触れた内容を記載していました。

変更後

方針・方向性と具体的な制限内容を明確に区分するため

景観計画 別冊2 16～38頁

① 自然景観エリア
自然景観エリアの景観形成に関する方針・方向性を示す。各所については、景観等の行かざるべき事項を明確に示す。

項目	適用するゾーン	
	山間・丘陵	丘陵・山麓
景観特性	○	○
まちかみ	○	○
景観形成	○	○
色	○	○
植栽	○	○
景観計画	○	○
外構計画	○	○

景観のマスタープランとして、景観エリアごとの問題を整理したうえで、景観形成のための基本的な方向性を記載します。

■ 景観形成の基本的な方向性
豊かな自然景観を守りかきかした自然景観の形成
景観形成に関する景観形成の方向性を示す。各所については、景観等の行かざるべき事項を明確に示す。

基本計画に記載した問題点と景観形成の基本的な方向性を受けて、景観エリアごとに、具体的な制限内容(定性基準)を記載します。

項目	適用するゾーン	
	山間・丘陵	丘陵・山麓
景観形成	○	○
色	○	○
植栽	○	○
景観計画	○	○
外構計画	○	○

別途、定量基準(最大投影立面積、色彩、開口緑視率)を定めています。